

## 第2期中期目標の作成方針等について（案）

## 1 中期目標の作成方針

県立大学の果たす役割の重要性、大学一般に対する社会の要請等を踏まえ、第1期中期目標期間において整備された体制・仕組み等の成果を基礎に、以下の3点を基本とした「選択と集中」による大学改革の取組を促進するものとする。

- ① 「県立」の大学としての地域貢献に係る具体的成果の着実な創出
- ② 個性・特色の明確化、教育研究の質の保証・向上に向けた不断の取組の推進
- ③ 組織・経営基盤の更なる強化

内容については、法人がその創意工夫を発揮しつつ自主的、自律的に業務運営の改善、改革に取り組むことを促す観点から、重点的に取り組む事項を中心にその大きな方向性を示すものとする。

※ 第1期中期目標期間の総括等については、別添「公立大学法人山口県立大学の第1期中期目標期間における成果と今後の方向性」のとおり

## 2 中期計画の認可方針

中期目標を達成するために法人が作成する中期計画については、以下の要領により作成することを基本とするよう求めるものとする。

- ① 「選択と集中」により、原則として全学的視点から取り組むべき事項を記載すること。
- ② 項目数は、目標管理を適切・効果的に行う観点から、厳選すること。
- ③ 記述の方法は、中期目標が示す大きな方向性に関し、中期目標期間終了時にどういった状態にすることを旨とするのかという達成水準（目標）を、可能な限り明確かつ簡潔に記述すること。

## 3 中期目標及び中期計画の構成

中期目標	中期計画
(基本的な目標)	
1 中期目標の期間	
2 教育研究等の質の向上に関する目標	1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
4 財務内容の改善に関する目標	3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置
6 その他業務運営に関する重要目標	5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置
	6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
	7 短期借入金の限度額
	8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画
	9 剰余金の使途 ※毎事業年度の剰余金の翌年度以降の繰越使用に係るもの
	10 法第40条第4項の承認を受けた金額の使途 ※前期中期目標期間の積立金の当期中期目標期間への繰越使用に関するもの